

研究報告

博愛社における看護者雇用の実態
－博愛社創設（明治十年）から日本赤十字社看護婦養成所設立
（明治二十三年）に至るまで－

阿部 オリエ

The Recruitment and Employment System of Nurses in the Hakuai-Sha (the Philanthropic Society) : A Case Study on the History of the Japanese Red Cross Society from the Foundation of the Hakuai-Sha (1877) to the Institution of the Training Facility (1890)

ABE Orié

キーワード：博愛社、看護人、看病婦、日本赤十字社、看護婦養成

Key Words : Hakuai-sha (Philanthropic Society), kango-nin (unskilled male nurse), kanbyo-fu (unskilled female nurse), Japanese Red Cross Society, training of nurse

Abstract

This article aims to describe the fact of the nursing system during the period that the Japanese Red Cross Society (JRCS) hadn't held any institution of the training facility, deliberating the reason why nursing had been established as an occupation of female. The fact of the nursing system implies the position and the role that ought to be taken by nurses in the Hakuai-Sha (the Philanthropic Society).

For the purpose of these, Primary sources (e.g. daily reports, journals, resolutions and so on) of the Hakuai-Sha have to be examined.

According to this examination, it developed that, in Hakuai-Sha, there had been two kinds of nurses: the kango-nin (unskilled male nurses) and the kanbyo-fu (unskilled female nurses). And it revealed that the kango-nin and the kanbyo-fu had been employed not through any training courses of nursing. Making reference to the roles taken by each, the former had been charged with first aid especially at field hospitals in wartime, the latter had been employed for the purpose of nursing generally at hospitals in peacetime. The JRCS instituted the training facility of nursing in 1890, which was arranged only for female, not for male.

要旨

本研究は、看護という職業が、なぜ女性の職業として定着したのかという問題関心のもと、看護婦養成開始以前の日本赤十字社（以下、日赤と略す）における看護者の実態を明らかにすることを目的としている。看護者の実態とは、看護者が、博愛社という組織でどのように位置づけられ、期待された役割とは何であったのかということを中心に考察していくことである。

これらの考察については、博愛社における日誌、会議録、決議録などの一次史料を用いる。

その結果、看護婦養成開始以前の博愛社では、看護人という男性看護者と、看病婦という女性の看護者が存在していた。看護人や看病婦は雇用されており、養成ではなかった。具体的な役割として看護人は戦時救護を担う看護補員であり、看病婦は病院における看護を目的に雇用されたということが明らかになった。

その後、日赤は、看護婦養成を明治二十三年に開始したが、これら看護人や看病婦は、養成の対象ではなかった。

I. 緒言

看護は、長い間、女性の天職と見なされ発展を遂げてきたと波多野ら（1991）が言っているように、看護と女性の結びつきは強いと認識されている。しかし、看護がなぜ女性の職業として定着したのか、この問いに対する明確な答えは、未だ確立されているとはいえない。

わが国における看護婦養成は、明治十八年四月設立の有志共立東京病院看護婦教育所、翌年四月創立の京都看病婦学校、十一月創立の桜井女学校付属看護婦養成所、明治二十一年二月創立の帝国大学付属看護法練習科、明治二十三年四月創立の日本赤十字社（以下日赤と略す）看護婦養成所が主な養成所であると平尾（1999）は述べている。どの看護婦養成所も、養成の対象は女性であった。そして、日赤以外の他の4つの養成所の特徴として、創立に携わった外国人や教師であった指導者はともに宣教師であり、それら宣教師である外国人を招聘しての養成であったことが明らかになっている（看護史研究会編，1989，p.75）。すなわち、これら看護婦養成所での教育は、アメリカやイギリスからの女子教育の流れを汲んだ養成がなされていたのである。

一方、宣教師による女子教育としての看護婦養成とは趣旨を異にした養成が、日赤における看護婦養成であった。その異なる点とは、指導者が全て日本人の医員であった（吉川，1985，p.627）ことや、戦時救護を目的としていたことなどが挙

げられる（平尾，2000，p.36）。また、最も重要な点として注目すべきは、看護婦養成開始以前に、「看護人」と呼ばれる男性看護者が存在したことである。その看護人に着目した論文は、山崎らの論文（1995）をおいて他には見られない。

山崎らの研究は、一次史料である博愛社『日誌』を用いて、明治十三年より看護人の準備が始められたこと、看護夫への試験と受験者の氏名、実際に採用された7名の看護人とその等級、出身地について明らかにしている。くわえて、創立初期の博愛社における看護人への規則の変遷を整理している（山崎ら，1995，pp.108-110）。しかし、『博愛社看護補員規則』については、『日本赤十字社史稿』といった二次史料のみに依拠している部分が多い。また、明治十年代の看護補員準備制度を「男性看護補員の『準備』から、救護員（看護婦と看護人）の『養成』へと、より積極的に平時の救護事業を方向転換していくのである」と考察されているが、準備から養成への方向転換や、養成が開始された当初は、女性のみが養成だったのであるが、看護人という男性看護者が存在していたにもかかわらず、なぜ女性のみが養成されたのかという分析はなされていない。これらについては、一次史料を用いることによって、日赤における男性看護者や看護婦の位置づけおよび期待された役割などを明らかにすることができると思われる。

このような背景より、本研究は、看護という職業が、なぜ女性の職業として定着したのかという問題関心のもと、看護婦養成所設立以前の日赤に

おける看護者の実態を明らかにすることを目的としている。実態とは、男性や女性の看護者が、日赤という組織でどのように位置づけられ、それぞれに期待された役割とは何であったのかということを中心に考察していくことである。

これらの考察については、博愛社における日誌、会議録、決議録などの史料である『博愛社規則書』（以下史料1とする）、『博愛日日誌自十年至十七年』（以下史料2とする）、『決議録自明治十二年至同十五年』（以下史料3とする）、『会議日誌自十一年至十三年』（以下史料4とする）、『救護人員材料準備関係自十一年至二十年』（以下史料5とする）、『博愛社報告原稿自第一号至第八号』（以下史料6とする）を用いる。なお、これら史料1から4および6は、赤十字情報プラザ、史料5は日本赤十字豊田看護大学所蔵である。

論文の構成としては、初めに、看護人雇用がどのように開始されたのかについて明らかにする。次に、実際に制定された看護人に対する規則について述べ、雇用された看護者の実態やその経緯について述べる。そして、看病婦の雇用とその目的に触れ、看護婦養成へと向かう過程について考察を行う。なお、日赤は、明治二十年に社名を博愛社から日本赤十字社へと変更したため、呼称はそれに基づくものとする。また、本研究では西南戦争で雇用された看護人は含めない。

II. 看護人夫雇用の構想と試験の実施

ここでは、博愛社において、看護人雇用がどのようにして開始されたのかを明らかにするために、明治十四年に規則化された〈史料1〉や〈史料2〉および〈史料3〉〈史料4〉などを用いて、その過程を明らかにする。

日赤は博愛社を前身としており、博愛社は西南戦争を契機として、元老院議員であった佐野常民、大給恒両氏により、軍人救療を目的として明治十年五月一日に創立された。その創立にあたり、〈史料1〉によれば、「其概則ヲ定メ政府ニ申請シ」とあるように、政府からの許可を得ようとした。結果的には「総督殿下大ニ之ヲ嘉シ即日之ヲ允ス」として、征討軍総督有栖川宮熾仁により許可が得られたという経緯をもつ。設立にあたり、博愛社は、『博愛社々則』（明治十年制定）を制定し、「第

一条 本社ノ目的ハ戦場ノ創者ヲ救フニ在リ一切ノ戦事ハ曾テ之ニ干セス」とあるように、戦時における救護を第一の目的においた。〈史料2〉に記載されている『博愛社々則』を表1に示す（下線；引用者による）。

その後、博愛社は、西南戦争が平定した後に、救護活動における様々な準備に着手した。博愛社において、救護を担う人員に対する言及がされ始めたのは、明治十一年のことであった。〈史料2〉には、「明治十一年千八百七十八年即チ戦争ノ翌年一月本社第一ノ総会ニ方リ総長殿下ハ其祝詞中ニ於テ（中略）本社ハ総長殿下ノ諭旨ニ従ヒ本社雑技ノ方法ヲ講シ先ツ本社ノ目的ヲ一般ニ普及セシメン為メ広告書ヲ作りテ全国ニ公布シ又漸次医療器械ヲ購取シ且平常ニ熟練ノ看護人若干名ヲ雇ヒテ緩急ノ用ニ充ツルヲ謀レリ（以下略）」と記載されている。西南戦争の翌年より、博愛社は救護のために看護人を雇用するという構想を抱いていたのである。

そして、〈史料3〉には、「明治十三年一月十二日 議案件名：本社看護人夫締約ノ議 去年十二月安比蘭斯其他救療ノ要器既ニ出来セシヲ以テ之ニ応スル医員看護人夫モ亦漸次準備セサル可ラス然ルニ今幸ヒ陸軍省病院ノ看病人夫ノ内年醜満期之者アルヲ以テ之ヲ本病院ニ照会シ先ツ十名ヲ本社看病人夫トシテ自然非常ノ際召募ニ応スヘキ者ヲ予約シ其締約金トシテ一年毎一名金六円ヨリ金十二円迄ヲ支給スル如何」とあるように、明治十三年一月十二日、看護人夫雇用についての議案が出されている。それに対して、議員全員が賛成の欄に署名を行っている。これは、博愛社における看護人夫を、陸軍本病院の満期解職者の看病人

表1. 『博愛社々則』

第一条	本社ノ目的ハ戦場ノ創者ヲ救フニ在リ一切ノ戦事ハ曾テ之ニ干セス
第二条	本社ノ資本金ハ社員ノ出金ト有志者ノ寄附金トヨリ成ル
第三条	本社使用スル所ノ医員看病人夫等ハ衣上ニ特別ノ標章ヲ着シ以テ遠方ヨリ識別スルニ使ス
第四条	敵人ノ傷者ト雖モ救ヒ得ヘキ者ハ之ヲ収ムヘシ
第五条	官府ノ法則ニ謹遵スルハ勿論進退共ニ海陸軍医長官ノ指揮ヲ奉ス可シ

『博愛日日誌自十年至十七年』日本赤十字社所蔵

夫にすることが議員全員の可決をもって議決されたことを示している。その後、〈史料4〉によると、「明治十三年一月十七日 議員石黒忠恵検査委員トナリ看護夫等ヲ試験セリ即チ池田廣則齋藤光忠佐久間利命鈴木勝晴澤田義則等ノ五名ナリ」とあり、一月十七日に看護人夫の試験が実施された。

ここで、なぜ博愛社の看護人夫を陸軍本病院満期解職者の看病人夫にしたのかという点について触れる。まず、博愛社と陸軍の関係について述べる。『博愛社々則』（表1参照）第五条に、「官府ノ法則ニ謹遵スルハ勿論進退共ニ海陸軍医長官ノ指揮ヲ奉ス可シ」と、博愛社側には社則として示されている。一方、大正二年に編纂された『陸軍衛生制度史』第十二編赤十字には、「日本赤十字社ハ業務ノ本旨上陸海軍官憲ノ監督ヲ要シ從テ我カ衛生部トハ密接ノ関係ヲ有ス就中救護事業ニ於テ然リトス」や、博愛社から日本赤十字社と社名を変更した際にも「社名ヲ日本赤十字社ト改メ社則ヲ更正シテ之ヲ宮内陸海軍ノ三省ニ提出シテ其ノ認可ヲ得ルニ至ル」という記載が確認できる。このように、博愛社は陸軍の指揮命令系統の中に属し、戦時救護体制を整えていったのである。

このような背景により、博愛社は看護者を陸軍本病院の満期解職者に求めたと考えられるが、その理由について考察を深めたい。〈史料3〉にある、明治十三年二月に記載された太政大臣三條実美宛の上申書には、「医員看病夫及ヒ器械藥品等其他救療必需ノ物件ヲ漸次準備可致苦配中ニ御座候仍テ先ス客載陸軍本病院ニ照会シ其他救療器械数種ヲ製造致シ候処偶々同院看病人卒ノ内満期解職ノ者有之由承致候ニ付今回此数員ヲ挙テ本社看護人夫ノ預備員ニ相充テ度尤国家非常ノ際ニ当リテハ社員ノ者共救療ニ従事致候ハ固ヨリ其所ニ御座候得共傷者看護ノ如キハ其事ニ習熟ノ者ニアラサレハ臨機ノ用ニ適シガタク然レドモ其習熟者ハ該看病人卒解職ノ者ヲ措テ他ニ需メガタクニ付自今追々之ヲ本社へ相雇候目的ニ御座候就テハ本社へ雇入レ候時々其人名ヲ御届ケ申上候ニ付自然ノ此者等国民軍ノ徵募ニモ相当リ候節ハ被成下度本社ノ如キ素ヨリ私立一社ニ候得共其務メハ公事ノ一端ニ関ス即チ救療事務ヲ以テ軍医部ノ補助ニ自任致候義ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ前条御允許被成下度此段奉願候也」と記されている。このように、博愛社においては、戦時救護である傷者の

看護において、習熟した看護者を求めており、その習熟した看護者は軍以外には求められないということを明確に述べたのである。

博愛社では、看護人雇用に向けて準備を始めたが、設立目的より、習熟した看護者を必要としていた。そのような人材は、陸軍の看病人卒解職者にしか求められず、博愛社においては適切な看護者の人材不足という認識が存在していたといえる。よって、博愛社は、陸軍の指揮命令系統の中に属し、戦時救護体制を整えるという性格上、看護人も陸軍からの支援を受け確保しようとしたといえる。

Ⅲ. 『博愛社看護補員規則』の制定

ここでは、〈史料3〉中にある『博愛社看護補員規則』（以下『看護補員規則』と略す）を基に、看護人に対する制度化に至るまでの過程を明らかにする。この制度は、「預備員」としての「看護補員」（傍点；引用者による）に関する制度であった。

看護人夫に対する試験が実施された直後、博愛社は看護人夫に対する制度化を開始し、『看護補員規則』を制定した（表2参照）。この規則制定にあたっては、陸軍における看護制度を模して規則化していったと考えられる点が多数存在する。その一例を挙げると、〈史料1〉において規則化された「派遣博愛社病院」第五十二条では、「看護人ハ一人ヲ以テ二等二人ヲ統ヘ二等一人ハ三等二人ヲ統ヘ三等一人ハ看護手十人ヲ統フル者トス」というように看護人の職階が明確にされた。これは、明治六年に制定された『陸軍省条例』において、看護者が、一等看病人曹長、二等看病人軍曹、三等看病人伍長というように、役によって分けられていた（黒澤，1993，p.527）ことや、その後、明治八年十一月十日に制定された『看病人看病卒服務概則』において、「看病人看病卒ハ会計監督長ニ統率シ各所管会計官ニ隷属シ医事ニ関渉スル事項ハ総テ医官ノ指揮ニ従フ者トス」（内閣記録局，1977，p.91）という制度の影響を受けたと考えられる。すなわち、明治六年以降、陸軍において看護の職階が制度化され始めた。それを受けて、博愛社は、看護の制度化に着手し、職階制度も取り入れたと考えられるのである。

『看護補員規則』第一条によると、「博愛社看護補員ハ（中略）之ヲ別ツテニトシ其一ヲ看護人一等二等三等ニ分ツトシ其二ヲ看護手トス」とある。これにより、看護補員は、一等看護人、二等看護人、三等看護人と看護手に分けられていたことがわかる。よって「看護人」とは「看護補員」であった。

ここで注目すべきは、「看護補員」として制度化された過程である。博愛社では、『看護補員規則』を制定するにあたっての原案と思われる『博愛社常備看病夫規則』（以下『常備看病夫規則』と略す）が〈史料3〉中に存在する。『看護補員規則』と『常備看病夫規則』の比較を表2に示す。

これらを比較すると、『常備看病夫規則』における看病夫の選定条件は明らかになっておらず、『看護補員規則』における看護補員には、体格強健であること、年齢が25歳以上40歳以下、医術の大要や看護の方法に習熟していることなど細かく規定がされている。くわえて、旅行や転籍は、看病夫には本社への報知を義務としていたが、看護補員には本社の認可を義務としていた。俸給については、看病夫も看護補員も等級における違いはないことがわかる。

また、両者の規則の比較において、『常備看病夫規則』は、第三条の下線部に示すように、俸給表の枠外に「第四條末尾ニ加フベシ」とあり、修正がなされている。また、第八條には、「其看護者タル者職務ノ為ニ死スル時ハ本社ニ於テ特ニ設ル規則ニ従ヒソノ遺族ヲ救恤スヘシ」として具体的な救恤法については記載されていない。これらのことから、『常備看病夫規則』は未完成であったといえる。また、1911年に編纂された『日本赤十字社史稿』においても、『常備看病夫規則』が制度化されたという事実は見られない。

だが、この『常備看病夫規則』の存在は、博愛社における看護者の位置づけについての示唆を与えている。『常備看病夫規則』は、『看護補員規則』の原案であったという見方もできる。しかし、『常備看病夫規則』第一条には、「博愛社ニ於イテ戦時救療ノ用意トシテ平時ニ看病夫ヲ準備ス之ヲ常備看病夫ト名ツケ」や、第二条には「其看病夫タル者ハ戦時ニ於テ召募スル所ノ看病夫ノ首先トナリテ看護ニ従事スル者」とあることから、平時と戦時両方に看病夫や看護補員を召募しようとしたともいえる。いずれにせよ、看護人夫に対する

規則化の構想初期には、常備に看病夫を雇用するという構想があったと考えられるのである。そして、戦時には別の看病夫の召募が考えられていた。何らかの理由で『常備看病夫規則』は制度化されず、実際、制度化されたのは『看護補員規則』であり、第一条「博愛社看護補員ハ戦時ニ在テ医師ニ属シ看護主員即チ社員ト共ニ負傷者ノ救療看護ヲ掌トル者」というように、「看護補員」として規則化され、「看護人」が雇用された。先の三條実美宛の上申書では、「本社看護人夫ノ預備員ニ相充テ」とあることから、看護人は「預備員」であり、「補員」としての存在だったのである。

一方、時を同じくして、『看護補員規則』を制定した明治十三年ごろには、博愛社内に、看護者を女性にという動きが出始めた。このきっかけは、明治十三年の博愛社社員総会において代読されたハインリッヒ（ヘンリー）・フォン・シーボルトの演説「疾患ノ看護ニハ公衆ノ知ル如ク婦人ヨリ善ナルハナシ」（木村ら、2006, p.22）によるものと考えられる。

IV. 看護人の雇用とその経緯

ここでは、看護人の雇用された時期や義務などに関する経緯について、〈史料5〉を用い明らかにしていく。

『看護補員規則』による制度化が進められた後、明治十三年五月十日には、7名の看護人が雇用されたことが次の史料より明らかである。〈史料5〉には「明治十三年五月十日 本社看護人雇入左ノ如シ 一等看護人年金十二円池田廣則 二等看護人年金九円木村充貞 同同石川保之 三等看護人年金六円澤田義則 同同高尾真 同同鈴木勝晴 同同大植捨三郎」と記載されている。一月に行われた試験には記載されていない看護人が4名見受けられるが、この4名に試験が行われたのか否かは、本史料では解明できなかった。

看護人は、「陸軍本病院看病人看病卒ノ内満期解職者七名ヲ看護補員ニ採用セリ」（日本赤十字社、1911, p.794）とあるように、陸軍本病院看病人看病卒の満期解職者たちを雇用している。当初の予定では、看護人夫として10名を雇用の予定であったが、実際には7名の看護人の雇用となっている。山崎らにより「看護人の準備は一兵団に

表 2. 『看護補員規則』と『常備看病夫規則』

	『看護補員規則』	『常備看病夫規則』																				
第一條	博愛社看護補員ハ戦時ニ在テ医師ニ屬シ看護主員即チ社員ト共ニ負傷者ノ救療看護ヲ掌トル者ニシテ之ヲ別ツテニトシ其ノ看護人一等等三等ニ分ツトシ其ニテ看護手トス	博愛社ニ於テ戦時救療ノ用意トシテ平時ニ看病夫ヲ準備ス之ヲ常備看病夫ト名ツケ五年ヲ以テ一期トス																				
第二條	看護人ハ看護手ノ首先医師ノ人手トナリ傷者ノ救護ニ従事スル者ニシテ大約三等看護人一人ニ看護手十人ヲ附シ二等看護人一人ヲシテ三等看護人二人ヲ統ヘシメ一等看護人ヲシテ一方面ノ看護人手ヲ統ヘシムル者トス	其看病夫タル者ハ戦時ニ於テ召募スル所ノ看病夫ノ首先トナリテ看護ニ従事スル者ナルカ故ニ看護方法ニ熟達スル者ヲ選フベシ																				
第三條	看護補員ヲ選定スルニハ体格強健ニシテ年齢二十五年以上四十年以下ノ者ヲ限トシ医療ノ大要看護ノ方法ニ習熟スル深ニ淺ニ準シテ看護人或ハ看護手ニ命シ滿五年ヲ以テ一期トス其再任ヲ請フ者ハ検査ノ上更ニ之ヲ命ス可シ但シ年齢四十年以上ノ者ト雖モ体格強壯ニシテ応役ニ堪ユヘキモノハ此限アラス	其看病夫ノ選定ハ博愛社々長ヨリ其選定ヲ命セラレタル社員ノヲ担当スベシ 其看病夫ノ選定ハ博愛社々長ヨリ其																				
		博愛社看病夫俸給表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>一 等</th> <th>二 等</th> <th>三 等</th> </tr> <tr> <th>時</th> <th>看病夫</th> <th>看病夫</th> <th>看病夫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平 時</td> <td>一 円</td> <td>七 五 銭</td> <td>五 十 銭</td> </tr> <tr> <td>戦 時</td> <td>二 五 円</td> <td>二 十 円</td> <td>十 五 円 五 十 銭</td> </tr> </tbody> </table>	等級	一 等	二 等	三 等	時	看病夫	看病夫	看病夫	平 時	一 円	七 五 銭	五 十 銭	戦 時	二 五 円	二 十 円	十 五 円 五 十 銭				
等級	一 等	二 等	三 等																			
時	看病夫	看病夫	看病夫																			
平 時	一 円	七 五 銭	五 十 銭																			
戦 時	二 五 円	二 十 円	十 五 円 五 十 銭																			
		備考 平時俸給ハ三ヶ月毎ニ一団トシテ下附スベシ戦時ハ毎月之ヲ給シ海外役ニ従事スル時ハ更ニ本俸五分ノヲ増給スベシ又戦役ニ就ク時ハ海外ノ内外ヲ問ハス相当ノ被服ヲ給ス可シ																				
		俸給表の枠外に「第四条末尾ニ加フベシ」と記載されている。また、この第三條は、用紙が新に貼付され記載されている。																				
第四條	看護補員ノ俸給ハ左表ノ如ク平時ハ一ヶ月三回一月五月九月ニ支給シ戦時ハ毎月之ヲ交付ス若シ海外役ニ従事スルキハ更ニ本俸給五分ノヲ増給シ戦役ニ就クキハ海外ノ内外ヲ問ハス相当ノ被服ヲ給ス可シ	其看病夫タル者ハ本社ヨリ一ヶ月ニ金六円ヨリ十二円ノ年金ヲ渡ス可シ但シ戦後ニ従事スル時ハ左ノ表ノ如ク俸給並ニ被服ヲ給スベシ																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>一 等</th> <th>二 等</th> <th>三 等</th> <th>看護手</th> </tr> <tr> <th>時</th> <th>看病夫</th> <th>看病夫</th> <th>看病夫</th> <th>看護手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平 時</td> <td>一 円</td> <td>七 五 銭</td> <td>五 十 銭</td> <td>三 十 銭</td> </tr> <tr> <td>戦 時</td> <td>二 五 円</td> <td>二 十 円</td> <td>十 五 円 五 十 銭</td> <td>十 二 円</td> </tr> </tbody> </table>	等級	一 等	二 等	三 等	看護手	時	看病夫	看病夫	看病夫	看護手	平 時	一 円	七 五 銭	五 十 銭	三 十 銭	戦 時	二 五 円	二 十 円	十 五 円 五 十 銭	十 二 円	
等級	一 等	二 等	三 等	看護手																		
時	看病夫	看病夫	看病夫	看護手																		
平 時	一 円	七 五 銭	五 十 銭	三 十 銭																		
戦 時	二 五 円	二 十 円	十 五 円 五 十 銭	十 二 円																		
第五條	看護補員タル者ハ本社ノ大集会毎年一月五月九月ニハ必ず参集シテ其看護法ヲ演習ス可シ	其看病夫タル者ハ本社大集会ニハ必ず参集シ看護法ヲ演習スベシ																				
第六條	看護補員タル者戦時ハ勿論總テ本社ノ召遣ニ違フキハ速カニ之ニ応セザル可ラス故ニ其現住地各番号ヲ本社ニ届ケ置キ若シ旅行転籍等ヲナサントスルキハ必ず本社ノ認可ヲ受クヘシ	其看病夫タル者ハ戦時ハ勿論本社ノ召喚ニ違ハバ無差支ニ之ニ応スルヲ要ス故ニ常ニ住所ヲ本社ニ届ケ置キ旅行転籍等ヲナス時ハ必ず本社ニ報知スベシ																				
第七條	看護補員タル者本社ハ召遣或ハ他方へ派遣セシムルキハ左ノ如ク旅費及ヒ宿泊費ヲ給ス可シ但シ戦時ハ總テ本社出張ノ會計部ヨリ支弁スルカ故ニ別ニ之ヲ給セス 一 旅行日当一日十里詰 金四十銭 一 滞在日当 金二十二銭 但シ十里以上ノ端里数一里以上六里未滿八日当ノ半数六里以上ハ一日ノ額ヲ給ス可シ 一 近方旅行日当片道六里以上十里未滿 金二十四銭 但シ三里以上六里未滿八日当ノ半数ヲ給シ三里未滿ハ之ヲ給セス若シ一泊スルキハ三里以上一日ノ額ヲ給シ三里未滿ハ宿泊費トシテ金十六銭ヲ給ス可シ	其看病夫タル者本社召喚ノ時ニ方リテ疾病ノ為ニ之ニ応シ難キ時ハ医師ノ診定ニ由テ之ヲ猶予ス可シ																				
第八條	看護補員タル者本社召遣ノ時ニ方リテ疾病ノ為ニ之ニ応シ難キ時ハ医師ノ診定ニ由テ之ヲ猶予シ或ハ免除ス可シト雖モ時トシテハ本社ヨリ医師ヲ派遣シ其診断ニ由リ許否ヲ決スル事アル可シ	其看護者タル者職務ノ為ニ死スル時ハ本社ニ於テ特ニ設ル規則ニ從ヒソノ遺族ヲ救恤スベシ																				
第九條	看護補員タル者職務ノ為ニ負傷或ハ死歿スル時ハ左表ヨリ少カラサル手当治療費吊祭料ヲ給シ又其遺族ニ給与ス 看護補員死傷手当支給 負傷差等 一 等 - 吊祭料二十円 一時・遺族給与百円 二 等 - 一時手当六十円 治療費四十円 三 等 - 一次手当四十円 治療費二十円 四 等 - 一次手当二十円 治療費十円 備考 一等傷ハ重症死ニ抵ル者二等ハ死ニ抵ラスト雖モ終身不具ニシテ自己ノ用ヲ弁スル能ハサル者三等ハ傷痕全治ノ後自己ノ用ヲ弁スト雖モ當産ヲ妨クル者四等ハ全癒ノ後當産ヲ妨ナシト雖モ其痼疾ヲ遺シ全ノ健康ヲ得サルモノトス而シテ二等以下入院治療ヲ受ル者ハ其諸費ヲ本社ヨリ支弁スルカ故ニ只手当料ノミヲ給シ自宅療養ヲ請フ者ハ手当料治療費ヲ併給ス死者遺体埋葬費ハ本社ヨリ之ヲ支弁シ吊祭料給与金ヲ其遺族ニ給ス	其看病夫タル者戦時ノ召喚ニ応セサル時ハ最初ヨリ受ル所ノ年金ヲ還償ス可シ																				
第十條	看護補員タル者若シ戦時ノ召遣ニ応セス或ハ本則第五第六條ヲ犯ストキハ最初ヨリ受タル所ノ年金ヲ償還ス可シ	其看病夫タル者諸官職ニ就職スル時ハ前條ノ如ク年金ヲ償還スベシ																				
第十一條	看護補員タル者若シ諸官職ニ就職シ或ハ營業ノ為メ本務ヲ尽ス能ハサル者ハ前條ノ如ク年金ヲ償還ス可シ	其看病夫タル者ハ左ノ難形ノ如ク請書ヲ出スベシ但証人ハ本社ノ承認スル者ニ限ルベシ																				
第十二條	本社看護補員タル事ヲ命セシ者ハ左ノ書式ニ準ヒ身元引請人連署ノ請書ヲ出スヘシ																					

『決議録自明治十二年至同十五年』より一部改定し引用

対するもので、本社の目的は九兵团に対する準備をすることにある」(山崎ら, 1995, p.112) ことが明らかにされているため、博愛社の構想では、一兵团の看護人は10名であったと考えられる。一兵团が10名の看護人を必要とするならば、看護人は不足していたと考えることができる。

雇用された看護人の出身や職位を表3に示す。博愛社におけるの職位は、陸軍における看護の職位と同等である。石川保之は不明であるが、士族出身者が多い。〈史料5〉によると、看護人7名の内、鈴木勝晴を除く6名の看護人たちは、引き続き明治十八年にも雇用の継続が決定されているが、澤田義則の誓約書が見られず、「3等看護人のうち2名が解雇され、残りの5名は明治21年まで契約を継続した」(山崎ら, 1995, p.112) とあることから、解雇されたか否かは不明であるが、鈴木と澤田を除く5名が明治二十一年まで雇用が継続されたと考えられる。

また、前述したように、看護人は看護補員として、戦時救護の役割を期待され雇用された。戦時

救護以外では、年に3回の博愛社における集會に参集し、看護法の演習を行うということが『看護補員規則』にて制度化されていた。また、旅行や転籍の際は、博愛社の認可を受けなければならない、戦時の召還に応じない時は、受給した年金を償還するという義務が課せられていた。そして、看護補員を命ぜられたら、身元引請人の連署が必要とされ、その連署も現存している。博愛社においては、『看護補員規則』に準じて、看護人の雇用を行い、戦時救護体制を整えていったのである。

V. 博愛社病院設立と看病婦の雇用

ここでは、〈史料5〉や〈史料6〉を用い、看護婦養成開始以前の博愛社における病院設立と看病婦雇用の目的について明らかにしていく。

明治十七年二月、陸軍病院長(後の日赤病院初代院長)橋本綱常が、博愛社より赤十字条約加盟への調査を依頼され、九月ベルリンで開催された万国赤十字第三回総会に非公式に参加した。吉川は、この総会の決議事項中に看護婦の教育に関する文言があること、および、それを遡って明治二年に開催された万国赤十字第二回総会で看護婦養成が決議されたことを明らかにしている(吉川, 2001, p.145)。このような経過から、〈史料6〉中に、「社員橋本軍医総監ヨリ博愛社病院設立建議書及ヒ博愛社維持法計画書ヲ提出セリ」とあるように、橋本は、看護者養成を行うことを提言し、その養成機関として病院設立の建議書を提出した。この建議書を表4に示す。

橋本は、本格的に病院設立に向けて動き出した

表3. 看護人の出身と職位

博愛社における職位	氏名	出身	陸軍における職位
一等看護人	池田 廣則	東京府平民	一等看病人
二等看護人	木村 充貞	静岡県士族	二等看病人
同	石川 保之	東京府	同
三等看護人	澤田 義則	東京府平民	三等看病人
同	高尾 真	東京府士族	同
同	鈴木 勝晴	静岡県士族	同
同	大植捨三郎	茨城県士族	同

『救護人員材料準備関係自十一年至二十年』を基に作成

表4. 博愛社病院設立建議書

臨時議員会ヲ開キ博愛社病院設立ノ件ヲ議決ス但シ其要旨ハ本社ノ歐洲赤十字社ニ連盟セントスル時ニ際シ病院設立ノ急務タルハ既ニ客年十一月十二日ノ総会ニ於テ議セシ所ナリ況ヤ今回橋本軍医総監ノ建議アリ愈其事緊急ニシテ躊躇ス可ラサル者トス仍テ断然病院設立ヲ可トスルニアリ是ニ於テ病院建築地拝借トシテ左ノ願書ヲ陸軍省ヘ呈出セリ

官用地拝借願書

博愛社ノ儀ハ予テ建言致候通り明治十年西南ノ役ニ際シ創立致シ候以来之ヲ平時ニ維持シテ益々報国恤兵ノ主意ヲ守リ近衛鎮臺鎮守府九兵团ノ救護ニ任スルヲ目的トシ戦時ノ準備ニ従事スル殆ント十年漸次陸盛ニ赴クノ勢ニ立至候処抑軍人救護ノ事タル歐洲赤十字社ニ同盟セサレハ到底其主旨ヲ達ス事能ハス仍テ去々年即チ明治十七年十二月ヲ以テ日内互府公約締盟ノ建議ヲ政府ニ呈出シ爾來其御沙汰ヲ相待居候処今回政府ニ於テハ愈日内互府公約ニ加盟セラルルヤノ趣伝承致シ候然ラハ本社モ亦赤十字社ニ連合スルヲ得ルニ至ル可ク此時ニ際シ本社ノ急務ハ事務所ノ本拠ヲ定メ病院ヲ付設シテ看護人看病婦ヲ養成シ器械藥物ヲ整理スルニ有之然ラサレハ戦時準備ノ実業ヲ全フスル事能ハス (以下略)

明治十九年五月博愛社総長
二品大勲位彰仁親王
陸軍大臣伯爵大山巖殿

明治十九年九月発行 博愛社第十七回報告『博愛社報告原稿自第一号至第八号』日本赤十字社所蔵より引用

が、その背景には、日本政府のジュネーブ条約加盟という目的があった。この時点では、「病院ヲ付設シテ看護人看病婦ヲ養成シ」とあるように、看護人と看病婦の養成が構想されていた。また、博愛社病院を設立するにあたり、橋本が各地在職の軍医一同に醸金を求めて送った主旨書にも、「此回博愛社ニ於テ病院ヲ建設シ小官ニ其管理ヲ嘱シ以テ有事ノ日傷者救療スルノ所ニ供スルノミナラス平時ニ在テハ民間多少ノ疾病ヲ救ヒ以テ看護者ヲ熟練セシメ諸君ト共ニ兼テ医術ヲ研究セントス。希クハ諸君小官ト共ニ応分ノ力ト資ヲ以テ該社ノ事業ヲ養成セラレントヲ」（日本赤十字社編，1994，p.70-71）と述べられているように、「看護者」と記載されているため、この時点では、養成の対象は看護婦には限定されていなかったといえる。

博愛社は、赤十字条約加盟に向けて、看護者の養成を行うことが急務の事業となり、その養成を行う場所の確保として、病院設立を必須の事業とした。それまで戦時救護のみに役割を期待されていた看護者は、看護人という看護補員としての雇用であったが、平時の病院看護を担う役割が新たに期待され始めたのである。そして、明治十九年六月五日のジュネーブ条約加盟、十一月十七日博愛社病院の開院となる。

〈史料5〉には、明治十九年十二月二十一日、博愛社において看病婦を雇用していたという記録がある。詳細は不明な部分が多いが、この史料には、院長の署名欄があり、看病婦が雇用された時期は、十一月十三日雇入金子カツ、十六日雇入島岡ラク、二十日雇入高橋マス、二十四日雇入田中トセ、二十五日雇入保田フク、二十七日雇入市川キノであることから、この看病婦たちは、明治十九年十一月十七日に開院された博愛社病院で看護職を担っていた者たちであったことがわかる。

VI. まとめと今後の課題

博愛社は、救護を担う看護者確保に向けての準備を開始し、明治十三年一月に試験を実施し、5名の男性を看護夫として選定した。その後、『看護補員規則』を制定し、同年五月看護補員として7名の看護人を雇用した。雇用された看護人は、一等看護人1名、二等看護人2名、三等看護人4

名であった。看護者を雇用するにあたっては、『看護補員規則』を用いての制度化や、陸軍の看病人看病卒の満期解職者を雇用するというように、博愛社は陸軍と強固に結びつき、戦時救護体制を整え、看護者を確保していった。

その後、ジュネーブ条約加盟に向けて病院建設の必要性が高まり、博愛社は明治十九年に博愛社病院を設立するに至る。博愛社における看護者には、平時の病院看護を担うという役割も期待され、雇用された看病婦がその役割を担うことになったといえる。詳細は後述するが、看護人の雇用は、明治二十一年に一旦中止された。博愛社は、明治二十年に日本赤十字社へと社名を変更し、明治二十二年六月十四日に『日本赤十字社看護婦養成規則』を制定した。そして明治二十三年四月より看護婦養成を開始したのである。養成の対象は女性のみであった。

このように、明治二十三年以前における看護婦養成開始以前の博愛社では、看護人といった男性看護者と看病婦が存在していた。看護人や看病婦は雇用であり養成ではなかった。そして、看護人は戦時の看護を担う看護補員であり、看病婦は病院における看護を目的に雇用されたといえる。

看護人の雇用が中止された背景には、「橋本陸軍々医総監ノ欧洲赤十字社実況調査ノ結果本社看護人ハ婦人ヲ用イルコト最モ効益アルコトヲ認メ明治二十一年看護人五名ノ締約満期ト共ニ男子ノ看護人ハ暫ク其準備ヲ中止シタリ」（日本赤十字社，1911，p.796-797）と述べられているように、明治二十一年に中止された。橋本は当初、看護人看病婦の養成を考えていたことは先に述べたが、その橋本が看護婦養成の効益を認めるに至って、看護人の養成は行わず、看護婦養成へと絞ったのである。しかし、日赤ではその後看護人を養成した。「明治二十七八年戦役ニ於テ看護婦ハ戦地ニ派遣スルコトヲ許サレス（中略）是ヨリ後ハ看護婦ト共ニ看護人ヲ養成スルノ必要ヲ認メ明治二十九年五月準備看護人規則二十一条書式五条ヲ定メ九月之二対スルノ看護人教科書ヲ設ケ養成掛長以下教員ヲ置キ其養成ニ着手シタリ」（日本赤十字社，1911，p.797）とあり、看護婦養成が開始された6年後より、男性である看護人が養成され始めたのである。ただし、この「看護人ハ婦人ヲ用イルコトヲ最モ効益アルコトヲ認メ」という

議論や、看護人の養成に至る過程は、『日本赤十字社史稿』からの引用である。つまり、一次史料ではなく、1911年に編纂された内容であるため、そこに至る過程については不明な点が多いことを付け加えておく。

これらをふまえ、本研究の今後の課題を付言すると、まず第一に求められるのは、明治二十三年に開始された看護婦養成が、女性に限定された理由の解明・解釈であろう。博愛社は、10名の看護人である看護補員を雇用する予定であったが、実際には7名しか雇用されておらず、熟練した看護者を確保することが困難な状況にあったと考えることができる。明治十年代から二十年代という時代背景から考えると、徴兵制度により、男性壮丁の多くが軍隊に吸収されたため、看護人への男性供給数が希少であったことは容易に推察できる。しかし、博愛社においては、戦時や平時の看護を担う存在が必要不可欠であった。万国赤十字総会においても看護婦養成が決議されており、これらを背景に、女性の存在が注目され、看護婦のみの養成へとつながっていったのではないかとはいえる。養成された看護婦は、平時看護の役割だけではなく、博愛社や日赤の設立趣旨から、戦場の傷者の救護を担うことが期待されていたのであるが、女性を戦地に派遣することは様々な理由で困難な状況であったため、必要に迫られ男性である看護人の養成に着手せざるを得なかったのではないだろうか。つまり、結果的に看護人の養成に着手したものの、日赤において看護を担うのは、あくまで「女性」の役割として期待されていたと考えられるのである。日赤における看護者は、女性でなければならなかったわけではなく、女性が看護を担うことが必要とされていたのである。そして、この概念は、日赤（博愛社）の設立当初から存在していたわけではなく、設立後徐々に構築された概念であったといえるであろう。この概念が構築された経緯について、本研究における史料では確証を得るまでには至らなかったため、仮説の提言に留め今後の課題としたい。また、本報告は、日赤（博愛社）という一組織における研究であるため、他の看護婦養成所における研究も必要であると考える。

わが国における看護史や看護婦養成史に関する研究は、ナイチンゲールによって発展させられた

ところの「専門職として職業化された近代看護の導入が一つの出発点である」（高橋，1973，p.3）という考え方や、緒言でも述べたように、「宣教師による女子教育の一環として発展した」という考え方が主流を占めている。このような先行研究の動向のなかで、日赤の看護婦養成所設立に至る期間を対象として、看護者の位置づけや役割に焦点を当てることは、「近代看護の導入における専門職育成」や「女子教育における発展」とは異なる見地から、近代日本における看護職の一水脈を見てとることができると考えている。

今後は、養成の対象が女性に限定された経緯を、一次史料から実証することで、長らく看護という職業が、女性の職業として観念され、事実、看護職の圧倒的大部分が女性によって担われてきたという分業構造の社会的意味を解明することが課題である。

謝辞

本研究にご協力いただいた日本赤十字情報プラザの方々をはじめ、関係者の皆様に深く感謝致します。

なお、本論文の要旨は、日本教育史学会第49回大会において発表した。

文献

- 亀山美知子 (1984). 近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護. 東京, ドメス出版, 31.
- 看護史研究会編 (1989). 看護学生のための日本看護史. 東京, 医学書院, 75.
- 北野進 (2003). 赤十字のふるさと—ジュネーブ条約をめぐる—. 東京, 雄山閣, 115.
- 木村美智子・河合利修. 日本赤十字社における男子看護人から看護婦養成への移行とその要因. 日本赤十字豊田看護大学紀要, 2 (1), 22.
- 黒澤嘉幸 (1993). 明治期の陸軍看護システム. 日本医史学雑誌, 第三十九巻第四号, 526-527.
- 高橋政子 (1973). 日本近代看護の夜明け. 東京, 医学書院, 3.
- 内閣記録局 (1977). 法規分類大全 第48巻. 東京, 原書房, 91.
- 日本赤十字社 (1911). 日本赤十字社史稿 自明治十年至明治四十年. 東京, 日本赤十字社, 794-797.

- 日本赤十字社病院編 (1994). 伝記叢書160橋本綱常先生. 東京, 大空社, 70-71.
- 波多野梗子・小野寺杜紀 (1991). わが国における看護師の研究の課題と方向. 看護研究, 24 (1), 85.
- 平尾真智子 (1999). 資料にみる日本看護教育史. 東京, 看護の科学社, 15.
- 平尾真智子 (2000). 日本における看護婦養成史上の観点からみた明治20年代の看護婦養成の意義. 山梨県立看護大学紀要, 2 (1), 36.
- 榊居孝 (1999). 世界と日本の赤十字. 大阪, タイムス, 33-34.
- 山崎裕二・谷岸悦子・丹羽淳子 (1995). 近代看護史のなかの男性看護者 (1) 明治初年-10年代の陸軍と博愛社. 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, 第8号, 112.
- 吉川龍子 (1985). 草創期の日赤看護教育について. 看護教育, 26(10), 627.
- 吉川龍子 (2001). 日赤の創始者佐野常民. 東京, 吉川弘文館, 103, 145, 116.